

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
8	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できないとされていない。こうした中、本市では平成29年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を支給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が2件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	休業補償給付等の支給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づき個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の25各号で定める事務及び情報を定める命令第19条生活保護法第29条	内閣府、総務省、厚生労働省	広島市、広島県		<p>仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市</p> <p>○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給は申告がないと発見することが難しく、支給が疑わしい場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れている受給者がいる可能性がある。</p> <p>○休業補償給付等の支給の有無については、生活保護法第29条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。</p> <p>○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。</p> <p>○平成29年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福祉事務所があった。</p> <p>世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法29条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したものの、照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2週間程度を要した。</p> <p>○休業補償給付等の支給の可能性がある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の滞りや変更が生じる可能性がある。</p> <p>その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の滞りや変更の可能性は減少する。</p> <p>ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。</p> <p>○本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考え。</p> <p>○本市においても、平成26年度以降、休業補償給付が3件発生した。不正受給には見届しなかったが、被保護者が申告せず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。</p> <p>現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。</p> <p>○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の支給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなく、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。</p>	<p>【内閣府、総務省】</p> <p>まず、厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償関係情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所定の対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めているところである。本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。</p> <p>・申請者に対して、一時的に支給する短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の郵送等が必要になる一方で、それにより省略できる労災保険の請求手続に係る添付書類はなく、国民の利便性向上の効果は低いこと。</p> <p>・また、申請様式の改正に伴うシステム改修費用(システムの構築や構築の改正費用等)等のコストを要すること。</p> <p>一方で、生活保護法に基づく支払証明の照会件数(労災保険の短期給付を含む照会に限る)は年間84件(平成29年度)と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念があること。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
31	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	<p>【ガイドラインに示される事務フロー】</p> <p>多くの事務手続に使用される住民票原本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを踏まえ、ガイドラインで、①住民票原本による「申請者との同一住所検索」を実施し、②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会し、③照会結果の世帯コードで、同一世帯を特定することが「できる」とされている。</p> <p>この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出ていない場合や申請者が貸やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、漏人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用することは、個人情報保護条例上制限されている。個人情報保護法も同様である。 ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。 	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。	住民基本台帳法、社会保険・税番号制度における情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	千葉県、神奈川県			<p>苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大塚市、伊丹市、鳥取県、福岡県、戸塚町、大村市</p> <p>○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住民票を使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住民票を使用して情報照会したの理由をまたとすることがある状態にすることがあり、かえって事務が増えている。</p> <p>○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。</p> <p>○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。</p> <p>必要に応じて、法制上整理を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)</p> <p>○個人情報の過剰利用の恐れや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。</p> <p>○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー(個人番号)を基に住民基本台帳ネットワークシステムで同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報でも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えられる。</p> <p>○マイナンバーを用いて申請する各種手続のうち、世帯構成の確認が必要な手続において、申請者と関係のない個人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者(個人)が推測し得る状況となる。</p> <p>○当県においても住民票原本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。</p> <p>経路者が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。</p> <p>このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票原本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。</p> <p>○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言えない。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムで取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらから一方のシステムで組み合わせて取り扱うことができれば、「申請者との同一世帯検索」の実施が可能となり、提案団体の懸念する課題が軽減されるだけでなく、事務手続きの異なる簡素化に繋がると考えられる。</p> <p>現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。</p> <p>○検索したい対象と同一でない人物に対して情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイポータルに残ることになる。</p> <p>○住民票情報の情報連携は住民票と併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となり、紙の住民票を提出していたく従来の運用よりも事務負担が増えている。</p> <p>情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会、総務省】</p> <p>○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住民票を活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。</p> <p>① 住民票を活用して同一住所者を検索することについて</p> <p>マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機械に對し検索保存本人確認情報…の提供を求め」ることができるとされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると解される。</p> <p>② 住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機械に對し検索保存本人確認情報…の提供を求めるとは、個人情報を提供を求めるとされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないことを確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。</p> <p>○なお、基本例には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支援事例	
33	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置等に関する見直し	<p>幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者でなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本市の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。</p> <p>免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。</p> <p>経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本市としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数が免許更新機も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわなければならない必要人員の確保が困難であるという懸念である。</p> <p>以上より主に次の2点の支援を懸念している。</p> <p>①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が増えること。</p> <p>②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。</p>	<p>制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)</p>	<p>根拠法令等</p>	<p>制度の所管・関係府省</p>	<p>団体名</p>	<p>その他(特記事項)</p>	<p>旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須賀川市、山形市、豊田市、田原市、草津市、大飯市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松本市、熊本県、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、旭島村、日田市、玖珠町、九州地方知事会</p>	<p>子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げていた。</p> <p>両会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。</p> <p>今後、引き続き、両会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	
38	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	<p>保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての業務設計となっていることから、「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みがなく、定員割れの園が多数生じている区域においても地域特定定員を認定した企業主導型保育事業が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じると、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じている。</p>	<p>(1)企業主導型保育施設の設置に前向きな事業者(供給)と、保育施設の不足する地域への整備に協む自治体(需要)とのミスマッチを防ぐ。</p> <p>(2)事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をより的確に把握することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。</p>	<p>企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2の4(1)</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>高槻市、津賀儀、堺市、兵庫県、神戸市、高槻市、徳島県</p>	<p>いわき市、豊田市、池田市、山口県、高松市</p>	<p>〇既存の認可保育所のすべに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が併設している部分だけが空きが生ずることも想定されるため、企業主導型保育事業所が開設する際に「地域特」を設ける場合には自治体へ事前に協議するようによりすべきであるとする。</p> <p>〇自治体が整備した地域に、地域特定定員を認定した企業主導型保育事業所が開設され、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じることがある。</p> <p>〇平成30年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)においては、申請に当たっての注意事項が設けられ、地域特を設定する場合は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くことをしている。このことにより、当市にも申請に先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相談に来ているかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事前相談の機会を設けることは望ましい。</p> <p>〇現在でも協議とは言いながら、あくまでも助言であり、期待する効力は無いと思われる。また、事業計画は支給認定(2号、3号(0歳及び1、2歳別))で「確保の内容」を設定するものの、企業主導型保育事業については、年齢別の定員設定までは求められておらず、事業計画で「確保の内容」に含める場合に経過している。</p> <p>〇制度上、市町は企業主導型の創設に阻害できないため、供給過剰となる地域が生じる等支障がある。</p>	<p>企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の推進を図る観点から、企業が主体となって事業を実施しているが、事業の円滑な実施のために、自治体とも連携しつつ取り組まれることが望ましくとされており、平成30年度の募集においては、地域特を設定する事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これを申請要件としている。従って、本件については既に措置済みであると考ええる。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支援事例		
50	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の返還金処理の内情な事務の執行	市町村は、子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を提出することが交付要綱により定められているところであるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金処理を翌年度の後半になって行っている。また同交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は県よりも早期に発出されており、国と県の連携に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図りたい。	○実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上している。補正を行わずに繰り越せば返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。 ○国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。	○交付金の返還金処理にかかる事務手続きの簡素化が見込まれ、職員の事務負担を軽減することが期待される。	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府	所沢市	資料2 子ども・子育て支援交付金の返還金処理の内情な事務の執行.国と県のスケジュール.pdf	福岡県、福島県、川崎市、山形県、豊田県、小牧市、八尾市、富田県、玉野市、高松市、大村市、沖縄県	○返還金処理の事務手続きの簡素化のため必要と考える。 ○例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上するか、予算の活用で対応している。補正の場合は議決後でなければ返還の手続きに進めないし、運用の場合は、手続中に時期を要する。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。 ○県は年度末に受取交付申請の機会があり、原則返還金又は追加交付がなく、当該年度中に精算ができていたが、国は当初交付申請以降の追加変更が原則できず、返還金になることが多い。本案、国1/3、県1/3、市1/3で負担割合が示されており、国と県の交付金は同じ内容のものとなるため、スケジュール及び精算の取扱いも同様とした方がよい。更に、実績報告も国はアクセス、県はエクセルと別々に作成していただけないが、上述のとおり本案内容は同じであるため、統一の作成方法を検討していただきたい。 ○国における返還額の確定時期は例年年度末であるが、本市においても補正予算により対応するため、事務手続きの負担が生じている。 ○実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が翌年度の後半となっている。返還金の額によっては補正予算に計上し対応しきれないが、補正対応の場合、議決後でなければ返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。 ○交付金の返還金処理に係る事務手続きの簡素化が、職員の事務負担の軽減につながるものとする。 ○提案に条件を付せば実現してよい。交付金事務に用いられる様式ファイル(Microsoft Access)の不具合による差替えが多く、入力の手直しも事務負担となっている。返還金が生じた際の事務が、最初一部の手続に進む段階で自治体における内部手続きを考慮した適切設定になっておらず、年度当初の事務負担が大きくなっている。ただし、提案の主旨には賛同するが、交付額の確定までのスケジュールについては、申請内容及び実績の審査に要する時間等を踏まえ、各自自治体の実情に合わせた設定が可能となることを希望する。 ○交付金の返還金処理にかかる職員の事務負担を軽減するため事務手続きの簡素化を図る必要がある。 ○子ども・子育て支援交付金について、市町村は交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書の提出が、超過交付となつた場合返還金の事務処理を行うこととなるが、国からの最終的な交付額の確定通知が行われるのは交付年度の翌年度末となっている状態である。返還金が多額に生じた場合、補正予算による対応となり、議決後でなければ返還金の事務処理が進まないため、返還金スケジュールが滞り、業務負担が増える。また、同交付金については、県負担の補助金についても同様に返還金が生じるため、返還のための事務負担及び補正予算のための事務負担が重複となる。	子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の不備により審査に時間を要しているが、今後は交付金を早期に確定し、返還金処理を行えるように努めてまいります。
54	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していることと認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める。②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める。③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までに経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業者の連携施設の確保が進んでいない。いずれの施設も保育士確保に苦慮する中において、代替保育を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業者等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズがさまざまで、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業者の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。	・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されること、待機児童の解消に寄与する。 ・特設児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成28年4月30日厚生労働省令第61号)第6条	内閣府、厚生労働省	さいたま市	【参考】家庭的保育事業、さいたま市認可外施設要綱	仙台市、須賀川市、石岡市、新庄市、山形市、豊田市、草津市、大崎市、倉敷市、沖縄県	○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成32年4月1日以降に認可基準を満たさないこととなることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。 ○連携施設の確保を求めるとの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることが必要と思われる。なお、本市は従来事項の2点目である市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。 ○保育所、認定こども園への3号認定児童の申し込みが増え、3歳児の定員は、その施設の持ち上がり児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。 ○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れる側の保育所としては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、特設児童解消の取組にも大きな支障となる。 ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特設保育所について2歳児と3歳児の定員数の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。	①及び②について ○保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿確保と保育の質の確保を車の両輪として取り進む必要がある。 ○家庭的保育事業者における連携施設の設置は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会を提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設の役割は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保されている保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいとされており、これを緩和し、認可外保育施設を対応に加えようとする案件に反対することはできない。 ○また、「代替保育の提供」は、家庭的保育事業者等の職員が病気等により保育を提供することができない場合等に、当該施設を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にこそ重要であることから、当該要件に限らずに任意項目とするには慎重。 ○なお、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、家庭的保育事業者として、認可を行う時点で、連携施設の確保が困難であっても、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する保育が終了する時点までに卒園後の受け皿を確保することを前提として認可することが可能である旨を周知している。③について ○設備運営基準第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。
64	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	原子力発電交付金の事務の簡素化	①放射線監視等交付金(原子力規制庁)及び②(原子力発電施設等緊急時安全対策交付金)(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式統一など事務手続きの簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの、②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事項が生じている。 ・土地の賃貸料、電気代等の経費については各交付金額に按分算出するよう求められているが、用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。)有線は両者のモニタリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両者調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途が必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量測定や放射線濃度測定等の機能を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費について按分算出させる理由は乏しいと考えられる。	放射線モニタリングにおいて、測定機器の用途を財源別に平常時モニタリング、緊急時モニタリングに限定することは、効率的、効果的でない場合がある。 同一地点にある設置機器について、経費の按分を不要とするなど手続きを簡素化することで、各交付金の申請等に係る事務量を軽減し効率化を図ることができ。	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	内閣府、環境省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、福井県、徳島県	福井県	○①の放射線監視等交付金で整備したモニタリングポストについて、保守点検時に最長でも1月半程度の点検期間が生じており、当該期間の代替機器の手配には予算も兼ねて苦慮している状況がある。当該期間について②の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した機器の運用を認めるなど予算、運用面での柔軟な対応を求めたい。 ○現状、環境放射線モニタリング等の資機材について、各交付金の目的に基づき、緊急時と平常時で使い分けをしなければならず、非効率である。	【内閣府】 本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なものである。なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針(平成26年4月8日付分権改革推進本部決定)(以下、「実施方針」という)によれば、提案の対象は、①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和(全体的な制度改正に係る提案)である。地方公共団体が実施する原子力災害対策は、原子力災害対策特別措置法や原子力災害対策指針等にに基づき実施するものであり、本交付金は、これを特別会計法を根拠とした財政支援であって、地方公共団体へ事務・権限を委譲するものでも規制するものでもない。また、本提案が全般的な制度改正に係る提案でないことから、本件は地方分権改革に関する提案対象とならないと考える。 【環境省】 本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。財政支援にあたって、交付の目的に応じた複数の財政措置が存在する場合には、その実態を把握するために経費を区分して算出することは、二重交付等を防ぐ観点からすれば会計の基本となり、また、説明責任の観点からも必要不可欠なものである。なお、地方分権改革に関する提案募集の実施方針は、提案の対象を①地方公共団体への事務・権限の委譲、②規制緩和と規定しているところ、本提案は、地方公共団体に対する事務・権限の委譲、規制緩和でないことから、地方分権改革に関する提案対象とならないと考える。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支援事例	
65	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないこととあり、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方自治体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日程を要することから、民間等事業者の間接補助事業期間を3月31日まで確保することができ、より効果的な地方創生の推進に資する。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	京都府		北海道、盛岡市、宮城県、福島県、秋田県、山形県、岩手県、青森県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	間接補助事業者を行う場合に年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならぬことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の精査について」(昭和30年11月17日財務局長事務連絡)により、「間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と明瞭に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一のルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する制度変更は困難。	
66	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第86条の8第3項の改正	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同法第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域以内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 ○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考え、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同法第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	災害対策基本法第86条の8	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	(提案募集)広域一時滞在.pdf	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山根市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市	○災害対策基本法第86条の8第3項では、「広域一時滞在の用に指定するも、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」という。避難所及び避難場所については、同法第49条の4及び第49条の7で定義付けられており、同法第49条の8では、「避難場所と避難所とは、相違に表れることができる」としている。これにより柔軟な対応が求められる一方、場所が指定され、対応に遅れがでるおそれがある。緊急時には、市町村間で速やかに協議・受け入れを行う必要があることから、対応に遅れを生じさせないため、避難場所についても明示すべきとする。 ○本市においても、南海トラフ地震発生時には多数の避難者が想定される。指定避難所・避難場所、協定等による避難所受け入れもしているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を講じたいただきたい。 ○地震や風水害など、災害は行政区域ごとに対応するものではない。住民の避難誘導や受け入れについても、行政区域に捉われずに広域的な協力体制を整備しておく必要がある。 災害対策基本法において広域避難者の受け入れ先として、「避難所」だけでなく、「避難場所」を明記することで、柔軟な避難計画の協議策定が可能となり、多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できる。 ○現状の災害対策基本法第86条の8第3項の条文では、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。 ○平成29年3月に相模川、平成30年6月に玉川の浸水想定区域図が発表され、市民の安全を第一に考えた場合、隣接する市町村への避難を想定した防災対策を考える必要がある。 ○大雨による災害(土砂・洪水・高潮等)が発生する恐れがある場合について、広域避難の必要性を協議する場として、災害対策基本法に基づき(被災又は市町村間の協議会及び、水防法に基づき大規模氾濫協議会)を活用する旨が「(土砂・洪水・高潮)災害からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方」(平成30年3月)中央防災会議 防災対策実行会議にて示されたが、災害対策基本法に「避難場所」についての記述が無いため、今後、広域避難を検討する場合には、法的な根拠の必要性を感じている。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支援事例	
101	A	権限移譲	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	これまで自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の確認事務は、都道府県に委任されている。今般の専号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に照らして、当該事務を実施することができないものとして、下記のような支障が生ずる。 ①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、支給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。 従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を連携する取扱いをしてきたが、これをメンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続(と住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として保有情報に基づく迅速な確認事務が可能となる。これは、実態の実態に沿うものである上、都道府県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの向上につながる。②また、特例条例とは異なり、全国的に一律の手続となるため、住民サービスに差が生じない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第53条第1項及び第56条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	内閣府、厚生労働省	秋田県、宮城県	埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、沖縄県	〇市町村は申請窓口であることから、所得区分の確認事務の権限を有していた方が合理的であり、また、情報照会も市町村で行うことができるようになれば事務の遅滞が生じおそれもない。 〇「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行うことが必要である。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は42/62市町村にとどまっている。 県内で統一した取扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。 〇当県においては、対象件数も多い現状にあるので、市町村で事務を任せ、すべて県となる、新たな人員配置が必要なのは必然である。 〇県において、番号法による「所得区分の確認」を行うためには、「福祉システム」、「統合窓システム」、「住基ネット」の3つのシステムの連携が必要となり、それぞれのシステム間での情報の連携が必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡に、厳格な制限があるため、システム間で情報の受渡しをする都度、厳格な情報チェックが必要である。 かつ、前置件数が多いため一括処理が必要となるが、「住基ネット」等の一部の処理については別の課への依頼が必要となる。さらに、市町であれば市町長が実申請の場合も申請書を提出した際にその場で本人に申告させることができるが、県が所得確認を行う場合は、申告をさせるまでに時間を要することになる。 〇番号法により「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が確認事務を行うことになり、その市においては、支給者証の発行が遅れるなど、市町により住民サービスに差が生じることになる。	【内閣府】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であるため、まずは厚生労働省において検討を行うべきと考える。 【厚生労働省】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の確認に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける市町村の意見を勘案しながら、検討してまいりたい。	
111	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない。認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。しかし、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定こども園法第3条6項)」とされている。この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないよう規定しているものと考えられる。 しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。 当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用員数を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	就学の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、山口県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県	茨城県、山梨県、東京都、千葉県、東京都、池田市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県	〇幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きが良いと思われる。 〇認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が発生し事務負担が大きい。 〇本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向と一致する場合、多数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考えられる。	就学の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。	
113	A	権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市において行うこととされている。しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるが、一般市町村であるものの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体と異なり、事業の一元管理ができていない状況である。 また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県との連携もあつて、認定されるまでの過程が長期化することとなる。 更には、本加算の認定が行われなければならない施設及び事業所への精算ができていないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定となってしまうことから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府令第375号、29文科初第215号、雇発第0427第8号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県	青森県、群馬県、川崎市、新潟県、山梨県、東京都、池田市、東京都、愛媛県	〇施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続が長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。 〇本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化された一元管理となることについて賛成します。 〇本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近く認定となっている。 認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。 〇当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要する上などの理由で、都府県間により精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町村の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。	処遇改善等加算の認定については、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、広域調整及び域内の給付・事業を層層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととした。 そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給与等改善における仕組みを考慮し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て会議へ諮った上で、平成29年度より「施設型給付費」に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共第349号、29文科初第1463号、雇発第0331第10号)を改正し、認定権限を移譲したところである。 指定都市・中核市以外の各市町村への移譲については、制度開始時の考え方に加え、平成29年度から処遇改善等加算ⅠとⅡという新たな仕組みを創設したところ、個々の職員ベースでの発令・給与改善状況や研修受講履歴など、従来よりも多数の情報を適切に確認する必要があること等を考慮し、引き続き都道府県において認定を行うことが適当であると考える。 なお、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る各種様式について、今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
147	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等)の施設監査(一般監査)周期の見直し	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実施に行うこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。	施設監査(一般監査)の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回とする。施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第46条第3項及び第35条、児童福祉法第46条及び第59条、認定子ども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の増進に関する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県	宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本県	〇本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設監査(一般監査))のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。 施設監査(一般監査)と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複。また、法人間の応対者が同一人物となることも多く、同日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながると考えられる。 特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査(一般監査)の周期について法人監査と同様に原則3年に1回をすることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事例に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス事業所等への指導を強化することができる。 〇本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。 〇本市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体ご提案から、本市におきかても周期が合わないことより、不都合が生じると考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を間隔させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。 〇本市においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に1回とすることを考えています。 施設監査と法人監査を同日に実施するため、間隔を同日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とならない状況となっております。 〇社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する本市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。 なお、児童福祉施設については、児童福祉施設等の監査は従前どおり年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。 〇提案に賛同する。 本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定受託事務)については、従前のとおり変更なし)。 その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。 〇法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。 また、本県においても、幼児連携型認定子ども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。 〇社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、毎年何らかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
154	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生整備推進交付金における交付金交付決定前の着手	地方創生整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額のお知らせ(4月頃)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月頃)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。本県の山林部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	4月中の工事着手(起工)が可能となり、早期発注が可能となるので、繰越工事の縮減につながる。また、夏季への発注の集中が緩和されるので、発注の平準化につながる。	地方創生整備推進交付金要綱、地方創生整備推進交付金要綱	内閣府、農林水産省	長野県			<p>○当該でも同様の状況。積雪期に入る12月上旬には、工事が困難となることから、できるだけ早く工事が着手出来れば、繰越工事の縮減につながるものと期待できる。また、早期発注により発注時期の平準化を図ることが可能となり、現場作業員の手配や建設資材の確保についても、有利なものとなる。交付決定前着手が可能な農山漁村地域整備交付金では、H30年度状況では、交付決定前着手の国への届け出が4/20で、実際の工事発注は5月中旬から行っている。</p> <p>○本県の山林部においても、冬季は積雪により工事が制限されるため、早期発注が可能となるよう、現行制度を直ししてほしい。</p> <p>○地方創生関係交付金は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきと考える。</p> <p>○地方創生整備推進交付金については交付決定後の着手となるため、発注時期が遅くなっている。H29年度の場合、交付決定は6月上旬であったが、工事着手は7月下旬以降となっている状況である。本県山林部においても、積雪により冬季の施工は困難であり、早期発注、早期完成(効果発現)のためにも、交付決定前着手制度の創設をお願いしたい。</p> <p>○本市においては、昨年度途中に推進交付金の交付申請を行い、交付決定を受けた事業があったが、交付申請後すぐに事業着手・事業用資材の購入が出来る体制が整っていったものの、交付決定を待ってからの着手となったため、結果的に事業のスタートが遅れ、事業実施期間が短くなった経緯がある。事業によっては、早期着手することによって、より高い事業効果が得られるケースもあると思われるため、提案に賛同する。</p> <p>○地方創生整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額のお知らせを受け、交付担当省庁に交付申請書を提出することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月下旬から6月上旬であるため、県や市町村における工事着手は7月から8月となっている。本県の一部の山林部においても、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、早期発注、早期の工事着手が可能となれば、繰越工事の縮減や発注の平準化にも繋がることから、農山漁村地域整備交付金同様、交付金交付決定前の着手が可能となるように認めていただきたい。</p> <p>○既に4月中の工事着手が可能となれば、早期発注による繰越工事の縮減や発注の平準化につながる。また、林道事業例に於ける、主伐・間伐による本県木材産出量が、秋期から冬期にかけて本格化するため、林道の開設に合わせた計画的かつ効率的な森林施業が可能となり、林業の成長産業化を通じた中山間地域の活性化や地方創生につながるものとなる。</p> <p>○当該年度平成29年度地方創生整備推進交付金の林道事業において、国から県への交付決定時期が9月となったため、市町村において工事着手時期が10月以降にずれ込んだ。その結果、積欠の繰り越しとなり、同様のことが県営事業でも起きている。平成29年度以降は1月の交付決定となっている。事業実施については年度内完成が難しくなっており、早期発注早期施工を目指すためにも指令前着手制度の規定を設けるよう要望する。</p> <p>○新規事業及び事業内容に変更のある継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには、別事業を予算措置し、委託契約を別々に行うなど事業実施に支障がある状況である。</p> <p>○本県においても、林道事業を必要としている山岳地域では、工事実施にあたっては、積雪により工事実施が困難となり、繰越工事が発生している状況にある。</p> <p>○農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただけたら、早期発注、早期の工事着手が可能となり、繰越工事の縮減につながるため、本県においても同様の対応を求めたい。</p> <p>○地方創生整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額のお知らせ(4月頃)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月上旬)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月中旬であるため、県、市町村における工事着手は7月上旬以降となっている。交付金交付決定前の着手は、標準工期を踏まえ早期の工事着手と、繰越工事の縮減につながる。また、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。</p>	
156	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが該当しない、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。	別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。	住民基本台帳法第12条及び第12条の3、住民基本台帳事務処理要綱第2-4-(1)-①-ア(カ)及び第2-4-(3)-①-ア	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	都山市	【提案①参考資料】住民基本台帳事務の住民票の写しの交付に係る請求者の規定の明確化.pdf	<p>○死亡後の手続き全般に於いてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査してできる限り最小限に抑えたい。</p> <p>○保険会社の手続きまででなくなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できない対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が不明で、取り扱いについて明確化してほしい。</p> <p>○保険会社や税務署、労働基準局等に提出する死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答により交付できないと断っているが、納付されない方も少なくない。</p> <p>○現在、本県でも、死亡者に限らず同一世帯の林の所有者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施等向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱のルールを定め、周知することは必要と思われる。</p> <p>○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが該当しない、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を招いている。</p> <p>そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に際して、保険会社に対して通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。</p> <p>○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。</p> <p>○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でのトラブルが増えている。</p> <p>このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。</p> <p>○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。</p> <p>○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。</p> <p>○死亡時に同一世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。</p>		

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
187	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続きでは十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	間接補助事業については、年度内に精算額の確定だけでなく、支払いを完了する必要があるため、年度末まで実質的な事業期間(間接補助事業を行う期間)を確保できず、事実上、国が創設した補助金(交付金)事業の効果を損なう事態が生じている。 省庁によって間接補助金の交付完了日の取扱いが異なる例がある。 具体的には、農水省の補助金では、精算払の場合、実績報告書の提出期限が4月10日まで(間接補助事業の支出を完了すればよいとされている(平成24年12月27日付け農水省大臣官房経理課会計指導第2組専員連絡「間接補助事業等の交付手続きについて(参考)」))。一方、地方創生推進交付金においては、精算払では、上記の農水省の取扱い(4月10日まで(間接補助金の交付完了))とは異なり、年度末までに交付を完了しなければならないとされている。	間接補助において間接補助金の交付完了日を見直すことにより、事業完了を前倒しすることなく、年度末まで事業を行うことが可能となり、交付金事業をより効果的に実施することができるようになる。 例えば、市町村等が行う人材育成事業に間接補助を行う場合、現在のルールでは、補助金交付に要する期間分、事業の完了を前倒ししなければならないが、間接補助金の交付完了日を見直すことにより、過年で人材育成のための事業を行うことができるようになる。	地方創生推進交付金 交付要綱	内閣府	岐阜県		北海道、盛岡市、宮城県、福島県、福井県、川崎市、新潟市、魚沼市、長野市、長野県、長野市、大塚市、山根市、浜松市、名古屋市、豊川市、小牧市、京都府、宮津市、鳥取県、島根県、高松市、愛媛県、八幡平市、根拠市、松浦市、大分県、沖縄県	○地方創生推進交付金を活用して実施している間接補助事業において、年度末までに補助金支出を完了させるためには、事業者が早期に事業を完了、報告を求める必要がある。 ○事業者の事業実施期間を十分に確保するとともに、国庫補助のない通常の補助金との要綱上の整理が必要であり、両者の取扱いが異なることに対して事業者の理解が得づらいため、間接補助金の交付完了日の取扱いの見直しを求める。 ○本市においても地方創生推進交付金を活用した間接補助事業の実施を計画している。しかし、人件費や光熱水費等、実績に応じて支払う経費の交付を全て3月31日までに完了させることは、実務上困難であり、切れ目の無い効果的な事業の実施ができない。 ○地方創生推進交付金については、県以外の事業主体に対して補助金として事業費を交付する間接補助の実施が認められ、この事業費には人件費や光熱費といった事業期間末日まで金額が確定しない費用も含まれる。 しかしながら、会計手続には一定の時間を要することから、年度内に精算額の確定及び支払いを完了しなければならないとの運用ルールにより、事実上年度末の経費に充てることができる、交付金の効果を損なう事態が生じている。 ○施設運営の場合、3月分の経費(例えば光熱水費)は末日まで発生するが、年度末までに補助金交付を完了させようとすると、民間等事業者の事業期間が3月31日まで確保することができない。 ○地方創生推進交付金を活用した一部の事業においては事業期間が複数年にわたる場合がある。年度単位で見えた場合の事業完了は年度末となるが、現在のルールでは事業完了の前倒しが必要となる。 間接交付金の交付完了日の見直しにより、切れ目なく過年で事業を実施することが可能となり、交付金事業をより効果的に実施することができるようになる。	間接補助事業等を行う場合に年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の報知について」(昭和30年11月17日財務局長事務連絡)により、「間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と明確に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一ルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する制度変更は困難。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
191	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>【支障事例】本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。 【経緯】助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。 【具体的な内容】児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。)の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を送付又は再度窓口へ提出することとなり、申請者に負担が生じる。さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に郵送又は窓口へ本人同意書を出すことになる。 【懸念事項】地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を固く確認し、承認したものに限りとする。</p>	<p>【支障事例】本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。 【経緯】助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。 【具体的な内容】児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。)の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を送付又は再度窓口へ提出することとなり、申請者に負担が生じる。さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に郵送又は窓口へ本人同意書を出すことになる。 【懸念事項】地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を固く確認し、承認したものに限りとする。</p>	<p>規則第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の情報照会についてはすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則改正を行うことで市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則(以下「規則」という。)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	八王子市		<p>○当市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務しているが、提案記載内容と同一支障をきたしている。 ○当市の独自利用事務は、「子どもの医療費助成に関する事務」の他にも「重度心身障害者等の医療費助成に関する事務」と「ひとり親等の医療費助成に関する事務」があり、それぞれ準ずる法定事務は、「特別児童扶養手当等の支給に関する事務」と「児童扶養手当の支給に関する事務」としており、いずれも地方税関係情報照会において本人同意は不要。 ○独自利用事務の情報連携においては、年度毎に、地方税関係情報が必要となる者すべての同意をえる必要があるが、同意する者が自ら署名をすることとしている。毎年行う年度更新時には、各制度の受給者本人のみならず扶養義務者等の同意も得る必要があるため、同意書の書類を郵送し提出していただくこととしている。 ○市民負担軽減のために独自利用事務としたが、市民は同意書を作成し提出する手間が生じ、行政側の事務も複雑になっている。 ○当市では、独自利用事務に「ひとり親家庭等医療費助成事務」、それに準ずる法定事務に「児童扶養手当」があり、提案と同様の支障がある。規則の改正により、申請者のみならず、事務担当者の負担軽減も図られる。 ○当市においては、外国人生活保護事務をはじめ、14事務において特定個人情報の独自利用を実施している。 ○独自利用事務のみならず、一部の番号法定事務であっても、地方税関係の本人同意を求める運用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1条にある「行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に對し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるように」趣旨に反するものと思料される。 ○当市の独自利用事務である、重度障害者医療費助成に関する事務の資格認定において、申請以外に同居家族の地方税関係情報の照会が必要な場合がある。その場合、申請者以外の同居家族全員の同意書の提出がなければ資格認定ができない。そのため、自筆の同意書を揃えて、窓口へ申請(再度来庁)しなければならず、申請者側に負担が生じている。 ○また、申請が資格認定発生日(例えば、転入日)の翌月となるなど月をまたいだ場合、資格認定の始期が遅くなるため申請者に不利益が生じる。 ○従って、重度障害者医療費助成事務に準ずる法定事務である「特別児童扶養手当の支給に関する法律」による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律第95号第一項の福祉手当の支給に関する事務と資格に、本人同意なく地方税関係情報の照会ができるよう求める。</p>	<p>【内閣府】まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】○地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。 ○地方税関係情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合において、地方税関係情報の提供を行うことが許容されている。 ①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合 ②重要かつ該当するものが提供されていないことから、窓によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定している。 ○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。</p>	
192	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>マイナポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大</p>	<p>【支障事例】「児童手当の支給日に関する通知」、ひとり親支援制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・学習支援に係るお知らせ」は、国が示すお知らせ通知を行える事務に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。 【懸念事項】社会保障・税・防災に該当しない事務については、マイナンバーを取り換ええないため、お知らせ通知を実施できない。 【懸念事項の解消策】現行のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。</p>	<p>お知らせ通知を行える事務(14事務)以外の事務のうち、市長へ通知等を郵送している事務について、お知らせ通知を可能とすることで、さらなる市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。</p>	「子育てワンストップサービス」における児童手当の事務について(平成28年12月21日付府子本906号通知)	内閣府、総務省	八王子市		<p>○官民データ活用推進基本法第10条(行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進)、「IT新戦略の策定に向けた基本方針」(平成29年12月12日IT基本・市民サービス活用推進戦略会議決定)や、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月18日ガバメント関係会議決定)に基づき、業務改革(BPR)の徹底とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現する必要性を国において認識されており、現行、内閣官庁において「デジタルファースト法案」の検討を行ない、オンライン化の徹底及び実行事務の効率化について取組を進めていることと認識している。 ○なお、マイナポータルは、民間運送事業者のサービス(日本郵便のMyPost)と連携しており、各地方公共団体において当該民間事業者と契約した上で、利用者の方に登録していただければ、MyPostで受領した個人番号利用事務以外の事務に関するお知らせについて、マイナポータル上の「お知らせ機能」と同様を確認することが可能となっている。 ○マイナポータルの運用に関するものであり、当市の所管事務に係る提案ではないため、本件について特段の意見を述べる立場にない。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
														団体名
194	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れしてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうが、現状では特例措置の期間中に出ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。 ○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月1日すべての公立の保育所(19園)、幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行。平成30年4月までに私立保育所(8園)私立幼稚園(6園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月1日に向けて私立保育所(8園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号特を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに特例措置期間にも有効に働くことから特に推進しているところである。今後とも私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。 このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が2年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を断ってしまふことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。	○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。 ○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊中市		旭川市、秋田市、旭川市、川崎市、山形市、豊田市、田原市、津島市、大府市、八尾市、松屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会	<p>○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、特例措置期間中に子ども保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後は保育教諭を確保する必要がある。専業主婦など一人の職に専念することが難しく、特例措置の延長に賛成する。認定こども園に就任する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を保持している職員が一部存在しており、当該施設では1年度での経過措置終了後、当該施設で保育士や保育士へ配置転換すると確保している。本提案の趣意を踏まえた保育に就任する職員と見なす取扱いには、特例措置終了の観点からも非常に留意が必要であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めたい。正職員員の確保を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難になることが想定される。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に資しているとの声があがっている。また、当面においては、専業主婦など一人の職に専念できない職員がおり、他の認定こども園における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後変化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○平成31年度中に、特例措置の対応と併せて保育士や幼稚園教諭が不足しない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができる。いはば幼保連携型認定こども園での期間の収入確保が、特例措置期間が延長されることにより確保される。</p> <p>○平成30年度より、保育教諭が不足する認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が年数にかかわらず、期間の延長が必要であると思われる。</p> <p>○本市においては、専業主婦が抱えている課題により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかった際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする特例措置が発生する可能性があることにも、当該事業者を支援する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。</p> <p>○特例措置の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供量を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進しない懸念があります。また、現在保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状があります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。</p> <p>○市立私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行が完了しているが、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年切っていること、移行期間のマイナス要因となっているが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期での取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考えます。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制約から、当該施設が現状での対応策を講じています。また、保育士不足においては、受調希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求めます。</p> <p>○平成27年度から31年度までの年度別の経過措置を要し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。</p> <p>○保育現場の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみを有する職員の協力を得ない必要十分な保育士人員の確保が難しい状況である。</p> <p>○本市においては、幼稚園教諭免許と保育士資格を併せ持っている職員もいるが、幼稚園教諭免許を更新しなければならぬ者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員不足の基盤を築いているが、32年度より更新が完了しなくなることで、人員配置基準を満たさず、幼保連携型認定こども園への移行の妨げが生じることが懸念されること、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状況となっていること、経過措置の期間が延長されることにより、32年度以降も保育の受け皿確保が難しくなること、特例措置期間中に職員の確保が困難となること、貴市の提案に賛同するものである。</p> <p>○平成30年度認定こども園に関する調査(内閣府認定こども園担当)より職員の確保が実施されている施設であるが、その職員による本市に在住する17の幼保連携型認定こども園の保育教諭に確保された職員数は1,044人、うち片方の資格の職員は100人となっている。また、このうち資格取得が決定のものも、見込みにしている。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正職員で96.6%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併せ持っている。一方、今後認定こども園への移行も想定される保育所では、正職員員の約8%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併せ持っている。特例措置を活用した資格取得支援事業を実施しており、両事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併せ保有が100%にはなっていないため、現在の受け皿確保の維持と幼保連携型認定こども園への移行の促進を図りたい。市でもできれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところであるが、特例期間中に全ての保育教諭が免許・資格取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさないことから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得のあり様確保が難しくなる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う特例措置が発生することがないよう、経過措置の延長を求めている。</p> <p>○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。</p> <p>○本市では、本年、特例措置終了後に施設移行を行い、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに140の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の資格者の確保が困難な状況になっており、特に保育士(保育士)幼稚園教諭の資格を必要とする同施設においては、人材不足の懸念から、一方のみの資格者や子育て支援員を雇用し、昇格後、不足する資格を確保させることにより、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が不足する状況を生じかねないため、特例措置期間の延長を求めている。</p> <p>○「経過措置」と「特例措置」は別の取扱いであるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは同協議会・制度の期間経過後における取組対応を不安定化する声が上がっていること、(H30.11.18 園へ要望済み)</p>	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。
196	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金貸付金の保証人に関する規定の見直し	災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人(連帯保証人)を立てなければならない(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項)こととされているが、現実的には、連帯保証人制度が機能していないことにより、貸付金の償還期間における市町村の債権回収事務に支障を来している。そのため、例えば、償還の連帯保証サービスの利用や返済能力に即し貸付けとするなど、市町村が円滑に債権回収をして適切な債権管理ができるような制度へと見直しを行っていただきたい。	回収のノウハウを持つ者が債権回収を行うことで、回収の実効性を高めるとともに自治体の事務負担を軽減することができる。	・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条	内閣府	八戸市、三沢市、おいらせ町		新潟市、山形市、西宮市、広島市、防府市、宮崎市	<p>○災害援護資金の貸付けは、所得の低い方が対象となっていることから返済が滞る事案が多々発生している。</p> <p>○適切な償還の回収ができるよう制度の見直しが必要である。</p> <p>○災害貸付金申請時、借受者が連帯保証人の独立した普通者となる様子が見受けられる。採択に、連帯保証人制度が機能していない条件が多く存在している。債権回収事務にかかる時間や労力に対し、効果が非常に薄い為、円滑な債権回収の為に、保証人に関する規定の見直しをお願いしたい。</p> <p>○本市においても、連帯保証人が機能しない事例があることから、制度改正により、回収の実効性を高めることができるとともに、自治体の事務負担を軽減することができる。</p>	○災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ○災害援護資金はその償還を担保するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年政令第374号)第8条第1項の規定により、保証人を立てなければならないこととしている。 ○二提案していたが、保証人に代えて保証会社による保証を義務づけるよう制度化することについては、①過去の貸付実績から見て保証会社による保証が成り立つかの懸念があること、②保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が被災者にとって望ましい場合があること、③被災者の状況や地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであること、といった理由から、適切ではないと考えている。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
198	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しの上で、地域の事情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認められた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。なお、平成30年4月16日付の通知(「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について)でも一定の見直しが行われているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みを導入しやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日府政令第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号、内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	静岡県、神奈川県、神奈川県、浜松市、沼津市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町	花巻市、仙台市、福島県、川崎市、福老を、沼津市、山梨市、川崎市、大塚市、大塚市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口市、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎県、沖縄県	<p>○本市においても処遇改善加算の認定基準や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善にあたる法人も限られてしまっている。</p> <p>○施設では全ての施設において、処遇改善加算を実施しているものの、各施設からは制度自体の理解が不十分で、処遇改善加算の申請ができていないところが多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整理がまだ進んでいないところが多いと声を聞いている。このことから、ある程度制約を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を要する。</p> <p>○処遇改善加算Ⅱの追加対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の施設ごとに、児童数や加算の率により算出され、対象人数が決まっている。</p> <p>施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。</p> <p>○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。</p> <p>各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しの上で、地域の事情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認められた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。</p> <p>○加算の対象となる人数や金額の配分等については、本市の各保育所等においても、その人数や加算額の配分に苦慮している現状がある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、処遇改善Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、配分できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。</p> <p>また、本年度中に実施された職員に対しては配分ができていない施設もある。</p> <p>本年度は処遇改善加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われていないという状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。</p> <p>○本市においても、同僚職員の職員が不足する保育所では、配分が困難な保育所もあり、申請を行わない保育所がある。</p> <p>○本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実に実行するためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。</p> <p>○施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。</p> <p>施設の実情に見合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。</p> <p>○国においては、平成30年度から配分方法の見直しが行われ、対象人数が制限されるまでであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に関する取組みの実施が必要だと考える。</p> <p>○本市においても当該制約により適切な配分ができず申請を躊躇する施設があることを認識しております。</p> <p>○本市においても当該制約により適切な配分ができず申請を躊躇する施設があることを認識しております。</p> <p>そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が4万円を下回る場合に、4万円までの配分を確保する市処遇改善加算Ⅱを平成30年度より創設し、職員の処遇改善を図ることにより、当該制約の撤廃について賛成します。</p> <p>○処遇改善加算Ⅱについては、適用が促進され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善加算Ⅰも運用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%と一律となっているところ、11年を超えても昇給が図ることから、平均勤続年数が11年を超えれば昇給の処遇改善の効果を高める必要があると考えます。</p> <p>○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善加算Ⅱの対象者を適切に認定することにより、職員の人間関係等も良好に処遇改善加算Ⅱの申請を促しているものもある。</p> <p>○配分方法の制約により職員間の給与等差が維持できなくなるという理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。</p> <p>○加算額の算出においては、従年勤の児童数が大きく影響を及ぼす制度設計となっており、年度に応じて加算対象者が増減することになり、安定した保育士定着に寄与するとは言いにくい。</p> <p>○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3まで上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象となる者とならない者を認定する必要がある。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を促進しつつ対象となる職員も増えて、本県の処遇改善は進んでいる。</p> <p>○各施設における配分方法の制約により、①同等の年数の職員間で賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間で格差が生じている。</p> <p>○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一見見直しが行われたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適宜に配分されたことのみが実態となっていない。</p> <p>○処遇改善加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うことになり、職制階層のバランスが崩れたため申請を躊躇している。</p> <p>○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じていることから、申請を行わない施設がある。</p> <p>配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。</p>	<p>昨年度から実施している処遇改善加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。</p> <p>その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に關する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいつものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支援事例		
														団体名
207	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	【支援事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。また、再交付申請件数は年間約2000件あり、また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が多く、申請に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	01介護保険被保険者証等再交付申請書.pdf 02介護保険負担割合証再交付申請書.pdf	米沢市、浪江町、石岡市、ひたなか市、喜志町市、八王子市、大垣市、山形市、田原市、出雲市、高松市、今治市、浜田町、筑後市	<p>○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市に対して説明することは難しい。</p> <p>よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。</p>	<p>【内閣府】 ます、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。</p> <p>【厚生労働省】 介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。提出については、介護保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの可否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。</p> <p>なお、個人番号の導入にあたり、申請書等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないことを示している。</p>
208	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	【支援事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	03国民健康保険被保険者証等再交付申請書.pdf	ひたなか市、新橋区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、神戸市、高知県、出雲市、山陽小野田市、今治市、宮崎市	<p>○証の再交付事務には情報連携を行う必要はなく、市民に対して、個人番号を記載することの主旨を説明することが難しい。</p> <p>○再交付申請は、個人番号を記載する必要があるが、行政側が個人番号を把握しているに限り、個人番号を記載させるという制度自体見直しが必要であると考える。</p> <p>○証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市に対して説明することは難しい。</p> <p>○再交付は「個人番号を記載しても余計な負担となり無意味な時間がかかるだけ」になっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。</p> <p>○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市に対して説明することは難しい。</p> <p>よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。</p> <p>○本市においても国民健康保険被保険者証再交付申請書に個人番号を記載する欄を設けているが、申請時に本人による記入があるのは、申請件数の約5%であり、約95%については記載不要となることで、事務の軽減につながると思われるので、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。</p> <p>○被保険者証再発行の際、個人番号の記載をお願いしているが、必要ではないと思われる。</p> <p>待合時間の短縮、事務の効率化を図るため、個人番号記載義務化を廃止していただきたい。</p> <p>○紛失や破損等による被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、そのための本人確認や個人番号記載の書類等の提出を行う必要がある。証の再交付事務において、個人番号の取得や情報連携の必要性は高く、個人番号を記載することに対する理解は得られないため、円滑な再交付事務の支障となっている。</p> <p>○医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請に限らず、市区町村の区域内に住所を有するに当たるとして国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認、被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認等、個人番号の記載の必要性に疑問がある項目や、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給、非自衛的失業者経費の届出等の条例記載事項で、情報連携対象の届出については個人番号の記載が不要となっている等、情報連携の必要性を徹底的に問い詰めているため、国民健康保険上の全ての個人番号記載項目について、再精査していただきたい。</p> <p>○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が個人番号を記入する業務が発生するため、非効率な処理となっている。</p> <p>○具体的な支援事例にも記載があるとおり、証の再交付事務は他の保険者等と情報連携を行う必要がなく、市民へ個人番号記載の必要性について理解を求めることは難しい。</p> <p>○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市に対して説明することは難しい。</p> <p>よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。</p>	<p>【内閣府】 ○国民健康保険法施行規則については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(昭33厚生令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務等については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの可否について、関係府省と協議中。」となっている(現在、関係府省と協議中)。</p> <p>○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの可否について関係府省が連携して検討する。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
209	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障がい者福祉事務における証の再発行申請等の個人番号記載の義務付け廃止	【支障事例】 紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 障害者総合支援法施行規則	内閣府、厚生労働省	各府県市	04障害者手帳記載事項証明書再発行申請書.pdf 05自立支援医療受給者証再交付申請書.pdf 06受給者証再交付申請書.pdf 07身体障害者手帳申請書.pdf 08福祉医療受給者証再交付申請書.pdf	宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡市、浜松市、出雲市、今治市、熊本市、大分県	<p>○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。</p> <p>よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。</p> <p>○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。</p> <p>○紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。</p> <p>よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。</p> <p>○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはいまいかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。</p> <p>○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。</p> <p>○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。</p> <p>○個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮および住民サービス向上につながる。</p> <p>○当該においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。</p> <p>○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町では個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。</p>	
211	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	共同保育の実施可能日の適用拡大	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可となり、このことで保育士の負担軽減、報酬止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じ(保育ニーズが少ないお昼・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配置ができていない。また、お昼・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。 また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお昼・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している所がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ない例もある。	例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休職を取れる可能性があり、保育士の負担軽減となることで、放り投げや定着率の向上など保育士不足解消につながる。また、保育利用可能な児童数の増がみこまれば、待機児童解消に資する。 また、保護者にとっても、共同保育が可能となれば保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ないという心理的な負担感が少ない、利便性も向上する。	・待機児童解消に向けて緊急的に対応する施設について ・特定教育・保育等に要する責務の軽減 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	大田市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県	仙台市、福島県、山形市、貝塚市、出雲市	<p>○本市において、同一設置主体で、保育所・夜間保育所が隣接して立地している施設が存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、昼・年末年始等においては、提案団体と同様、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たさず、勤務形態を調整している。</p> <p>本提案は、保育の質を低下させることなく、保育士の業務軽減が可能となり、保育士の定着化に資するものである。</p> <p>○土曜日以外にも定着期間など利用者が少ない期間において共同保育を認めることは、保育士の体質確保等の観点から有効であると考え、市内の事業者よりお昼期間中の共同保育実施について相談を受けたこともあり、一定の効果は見込める。</p>		
212	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧貸付金の月賦償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害復旧資金」の償還額が大きい(1回の償還あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の返済方法について、見直しを提案するもの。	災害復旧資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。最も所得のない世帯への貸付が多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい(1回の償還あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の返済のリスクが非常に高い。また、現在も納付の滞り、事務処理を経て月賦での償還を行うことは可能だが、債務者からは、分納の契約を行わずに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。	災害復旧資金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に定める災害復旧資金貸付金の償還方法について、「年賦償還又は半年賦償還」から「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」とすることにより、個別で分納の契約・事務処理を軽減すること、月賦償還が可能になり、さらに、1回あたりの償還額が減少するため、被災者の滞納リスクを軽減することができる。	災害復旧資金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	内閣府	熊本県	須賀川市、新潟市、山形市、浜松市、京都市、福山市、広島市、高松市、宮崎県	<p>○災害復旧資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから分納契約などの事務処理が必要となる事象が発生しており、償還方法の見直しが必要である。</p> <p>○経済的に余裕のない方が貸付金を申請されるため、災害復旧資金の年賦償還又は半年賦償還の1回あたりの金額に対する負担感が大きい。借入者の滞納滞納に繋がっているように思う。「滞納」者の金額に負担感を持つような借入者に、1回分の納付金額を抑えた月賦償還を当初から選択可能にすることで、自発的な毎月の納付により、滞納リスクの軽減に繋がる。</p> <p>○本市においても、月賦であれば償還可能との債務者がいることから、制度改正により、滞納リスクを軽減することができると考えられる。</p> <p>○災害復旧資金の貸付を受けようとする者は、そもそも低所得世帯が多数を占めており、生活に必要な余力を持った者は少ない。</p> <p>○その中で、年賦償還又は半年賦償還(1回あたりの償還額が大きい)ため滞納になる可能性が高い。滞納となった債権については分割納付による債務軽減を行うことも出来るが、滞納を未然に防ぐことが重要であるため月賦償還も選択肢に含めていただきたい。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
215	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。また、書式の内容も複雑なものが多く、例えば災害を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとを作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこ」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いつつ、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障を来している。 【例】 ・避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物品の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないか。 また、混乱期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小さかつ数が多くなる内容の救助項目(様式5.9.11.18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 ・様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額等を全て記載する必要があった。 輸送自体は配達業者が行っていたため、チームの割り合わせ等を急いで作成に5か月程度要した。配達業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討していただきたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿書式作成に要する手間や記載ミスが減り、災害復旧業務に集中できる。	災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社施第99号)	内閣府	熊本県		ひたちなか市、石川県、山梨県、千葉県、京都市、岡山市、大村市、宮崎市	○現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっているため、内容の簡略化をお願いすると共に、各様式に明確な記載例を明示いただくなど、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。 ○地元への避難者が中心となり運営されている避難所において、生活必需品を「いつ」「どこ」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録してもらうのは、不可能に近いと考えられる。記載内容については必要最小限にとどめていただきたい。 ○熊本地震の災害救助に係る求償について精算審査で39件の確認依頼事項があり、その回答のため、当県だけではなく、医療機関等にも個々の納品書やレシートの写しの提出など、煩雑な事務が発生した。 ○本市においても、南海トラフ地震発生時には大規模な被害が予想されている。各避難所での限られた職員数での膨大な作業は困難であると思われるため、必要書類の簡素化を図っていただきたい。 ○書式の簡素化、統一化等により、事務処理の効率化が期待できるほか、これにより短縮できた時間や人員を、道路、上下水道、河川等の復旧や被災者等の支援に集中して割り当てることができ、結果として早期復興につながるものと考えられる。 ○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿書式を作成したが、救助期間が長きにわたり、かつ、膨大な量であったため、一部書式(救助実施記録日誌)の提出の省略は認められたものの、その他の書類作成には相当の手間と時間を要した。支障事例にもあるとおり、様式6号の受払簿に替えて救助項目ごとの支出の一覧表と支出の証拠書類(請求書、支払伝票)があれば確認はできるもので、できる限り簡略化・簡素化を願いたい。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付書類によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日厚生省社会局長通知)によることとされているところ。 ○災害の規模、種類、発生場所により、必要な救助の内容や量に違いが生じるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に経費が執行されたのかを一定程度確認する必要がある。 一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しの適否について検討してまいりたい。
216	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の民間賃貸住宅の増上金給付の適用	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 「みなし仮設」は、入居する住宅を自ら選定できる利便性はあるものの、震災直後には「災害救助法」による救助を必要としても、時間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となつても「みなし仮設」に入居を継続している可能性がある。 また、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が入居するみなし仮設は、対象住戸が家賃上限以内のものに限定されるため、上限額を超える空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支障事例が顕れた。 【例】 ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。 ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した。 ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。 被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できることになり、このため、「みなし仮設」の人員期間が住宅再建に必要必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現在の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担することとし、時間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考える。 (2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢の創設 被災者が「みなし仮設」の供与期間終了後も退去しない場合における自治体に対する新設リスクを減らすことができるようになり、地方公共団体の事務負担が軽減されることとなる。	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 みなし仮設の供与において設定する家賃として、市の負担に被災者の負担を加えることで、みなし仮設として利用できる物件の数が増えることになり、入居を希望する被災者と対象物件とのミスマッチを減少させることが出来る。 また、「みなし仮設」の家賃の一部を被災者が負担し、時間の経過とともに負担額が増加することになれば、「みなし仮設」に入居する被災者であっても建設仮設住宅に入居する被災者と同様、早期の住宅再建にインセンティブを持たせることになり、結果として地方公共団体の事務負担が軽減されることとなる。 (2)「みなし仮設」に係る三者契約における契約関係の選択肢の創設 被災者が「みなし仮設」の供与期間終了後も退去しない場合における自治体に対する新設リスクを減らすことができるようになり、地方公共団体の事務負担が軽減されることとなる。	災害救助法第4条	内閣府	熊本県		山崎市、京都市、岡山市	○現行の災害救助法においては、災害により、既に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時に必要な物資が不足し、あるいはその調達に困難なため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の確保を阻害しないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。 ○増上金返還住宅の供与についても、金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、現物給付を原則としているもの。 ○応急仮設住宅は、一時的な仮住まいとして提供するものであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を設定しているところである。ただし、救助の必要人に必要なものを供与する災害救助の考え方から、特別な事情がある場合には、特別基準の適用により、適用上対応していただく。 ○提案の家主に対する家賃補助は、県が救助主体となって住宅を提供する災害救助の考え方から認められないものであり、加えて、被災者が退去しないリスクを全て家主に負わせることになって、仕組みとして成り立たないものであり、増上金返還住宅の供与が進まないおそれがあることから、適切ではない。	
228	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。 ○現行施設において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。 ○上記より認可保育所などと同様に卒園後の受け直しも担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。	○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に資する ○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる	児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	沖縄県		盛岡市、花巻市、山形市、豊中市	○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に留意しているという声も寄せられることもあり、提案内容のおお増進されることで、事業者の参加が促されることと考えられ、待機児童の解消に繋がるとも考えられる。 ○従業員枠で3歳以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所による規模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に資する。 ○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の児童が少ないため保育の限の人数が少なくなり、就学を見据えた適切な集団保育等が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定しなくても進級せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もあることから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3歳を指定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が通ること、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け直しの確保に寄与し待機児童解消の一助となる。	○事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定子ども園など3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難な地域や、3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定しており、現行制度においても対応が可能である。 ○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとする。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支援事例	
263	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことと、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において概算払いの規定(現在の運用では財務省主計局の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%を上限)があり、仮に交付決定額の全額概算払いが可能となっても、間接補助金の交付完了日の考え方が見直されなければ、切れない支援ができない。	間接補助金の交付完了日が見直されることで、切れない支援が可能となり、事業における機動的な目的達成が可能となる。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	筑北村	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、秋田県、山形県、新潟市、長野県、長野市、上田市、長野県、南箕輪村、松川町、玉川町、山梨市、名田川町、豊川市、小牧市、京都府、宮津市、鳥取県、高松市、愛媛県、八幡平市、松浦市、大分県、沖縄県	地方創生推進交付金は、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費に充てることができなくなり、事業実施(目的達成)に支障が生じている。 ○左記経費は年度末(3月)までに、地方創生推進交付金を活用し、間接補助として事業を実施しているが、年度末である3月に係る経費に充当することができず、自己資金や別途一般財源による支援をしなければならぬとされている。 ○当面において、地方創生推進交付金の交付決定を受け(フロンティア支援事業補助金)等の交付要綱では、実績報告日を当該年度末に定めるが、年度内に間接補助金を支払うため2月末の事業完了(交付)を求めていることとあり、間接補助事業者へ切れない支援を要請することには、間接補助金の交付日を固への実績報告日(3月)とする等の見直しを求める。 ○地方創生推進交付金は、次年度以降も交付されることを前提として、毎年複数回申請し、自ら申請して交付されるものである。前年度実績は必ず年報として報告する必要がある。このように、本市においては、地方創生に資する取組を実施する組織の立ち上げや運営に係る補助等を実施しているが、事業実施期間が短縮されることにより、3月に実施することである事業の実施や切れない事業の実施に支障をきたし、地方創生の効果が薄れることが危惧されている。 ○以上のことから、事業者が3月31日まで事業期間を確保でき、より効果的な地方創生の推進に資するよう、地方創生推進交付金に於ける間接補助金の交付完了日の見直しを要請することとする。 ○地方創生推進交付金を活用して実施している間接補助事業において、年度末までに補助金支出を完了させた場合には、事業実施期間を十分に確保することとし、高度補助のない通常の補助金との取組との整理が必要であり、両者の取扱いが異なることに対して事業者の理解が得づらいため、間接補助金の交付完了日の取扱いの見直しを求める。 ○地方創生推進交付金の交付手続は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、事務局が支払手続きを行う。前日の日付を要することから、民間事業者の地方創生の取組を支える間接補助事業については、年度末までに補助金の交付完了(交付)を要することとし、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。 ○前記についても、民間等事業者が実績報告を提出するための期間を要することもあり、実質3月は事業を行うことが難しい状況にある。 ○地方創生推進交付金の交付手続は、交付申請後、事業者が自己資金でできる推進期間に対して間接補助により事業を実施しているが、経費が毎月発生して支拂を完了させないため、事業、事業期間の圧縮を余儀なくされている状況にあり、事業成果を効果的に上げていく観点からは、支障が生じている。 ○本市においても地方創生推進交付金を活用した間接補助事業の実施を計画している。しかし、人件費や高コスト等、実績に応じて支払う経費の交付を全て3月31日まで完了させることは、実質上困難であり、切れない効果的な事業の実施が困難である。 ○支払い手続に指目の日数を要することから、地方創生に関する取組を支援するため実施する間接補助事業等については、事業期間を早急に切り上げる必要が生じている。 ○交付完了が交付金交付し、間接補助事業を行う場合、実績は、補助金交付手続に要する期間分、事業完了を前倒ししなければならず、間接補助金の交付完了日の見直しにより、過年度の間接補助事業実施を可能とする。 ○補助金の交付には年度末までに事業を終了していなければならないが、3月に発生した経費等は通常4月に支払うことが多いため、3月分の経費に補助金を充てることができず事業の実施に支障が生じている。 ○地方創生推進交付金について、間接補助事業者の事業期間を年度末(3月31日)まで確保しよとする場合、年度末までに全額概算払いを行ったうえ、実績報告書の提出期限(4月10日)までに額を確定を行う必要があり、負担が大きい。 ○現状では間接補助事業者が年度末まで事業を実施することができないため、地方創生の推進のために、事業者が一定の事業期間を確保できるようにするよう見直しを求める。 ○地方創生推進交付金を活用した間接補助事業者による補助事業において、事業実施期間が短くなることから、間接補助事業における事業完了日の見直しについて検討頂きたい。 ○補助金の交付手続においては、間接補助事業者から提出を受けた実績報告書の審査や現地視察等の後、支払い手続を行う。年度末までに間接補助金の交付を完了すれば、間接補助事業者にも無理な交付手続手続を強いながらも、事業期間の短縮や異業種での事業実施を行わざるを得ず、本交付金の趣旨を損なうこととなる。 ○事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金額確認を通じた支払い手続きをするためには、相当の日数を要することが想定されます。 ○地方創生推進交付金の事業効果をさらに高めることができるよう、間接補助金の交付完了日が前倒しされることを望みます。 ○地方創生推進交付金については、県以外の事業主体に対して補助金として事業費を交付する間接補助の実績が認められ、この事業費には人件費等の経費といった事業期間末日まで金額が確定しない費用も含まれる。 ○しかしながら、会計手続には一定の期間を要することから、年度内に経費の確定及び支払いを完了しなければならぬと運用ルールにより、事業上年度の経費に充てることができず、交付金の効果を減らす影響が生じている。 ○施設運営の場合、3月分の経費(例えば光熱水費)は末日まで発生するが、年度末までに補助金を交付させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。 ○本市においても地方創生推進交付金を活用し、民間等事業者の地方創生の取組を支援するために間接補助事業を実施しているが、3月31日まで交付完了とする都合や、やむを得ず民間等事業者の事業実施期間を短縮して対応しているところである。 ○上記対応により、民間等事業者の事業実施期間が短くなるだけでなく、複数年にわたって民間等事業者の間接補助する際には、その期間に空白が生じたため、円滑な事業の実施に支障を来している。 ○間接補助金の交付完了日の見直しにより、民間等事業者の事業実施期間を確保できるため、制度の改定は必要であると考えられる。 ○国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できない。	
274	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。 現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者等」の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的に示すことで、家庭的保育事業者等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員(病欠・休職等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予備確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通達において「認可保育所」の定義にとりかえられている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択が広がり、連携施設の確保が進むと考える。 2 代替保育は、地方分権改革を受け、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月21日付)により、「連携施設の確保の例外」として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所での代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等」の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めないとして基準が緩和されたことである。 現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者等」の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的に示すことで、家庭的保育事業者等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員(病欠・休職等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予備確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)	○保育所(認可施設)以外の選択が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 ○家庭的保育事業者等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第97条、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第98条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	盛岡市、神戸市	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。	(1)について ○保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿確保と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。 ○家庭的保育事業者等における連携施設の設置は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会のある子どもの育ちの向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設の役割は、地域の保育の中心機能として、連携施設としての機能を総合的に担うことができ、一定の保育の質が確保されている保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、連携施設の確保を緩和するという本件提案に対応することはできない。 (2)について ○ご指摘の「小規模保育事業A型事業者等」の能力を有すると市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
290	B	地方に対する規制緩和	その他	住民が負担を感じることのない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	住民が負担を感じることのない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	【制度改正の経緯】 マイナンバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。 マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要するが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続きが実情に即していない。 【支障事例】 現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。 マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。	市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。 これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。 ○交付時来庁方式において本人限定受取郵便を可能とする方法による効果 郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行ううえで、本人への手渡しが可能となる。 ○郵便局(郵便局員)でも行うことができる方式策定による効果 市区町村担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、点ではなくでエリアをカバーすることができ、住民負担の軽減に繋がる。 (暗証番号の入力は従前どおり市区町村担当窓口が行い、顔認証システム等によるカードの写真と申請者との同一性の確認と交付を郵便局員が行う。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条～第16条 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第3-2-(1)ウ(エ) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条	内閣府、総務省	大村市	ひたちなか市、 福山市、柏市、 川崎市、三安市、 多治見市、 八尾市、徳島市、 平和島市、 北九州市、京都市、 芦屋町、高崎市	○個人番号カードの交付については、施設入所や入院中により、高齢者本人の代理で親族(子)が来られるケースが多い。 この時、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルが発生している。 ○療養中等でやむを得ず来庁できない申請者の中には顔写真身分証明書を所持していない人もいるため、本人限定受取郵便での発送が可能となれば交付促進につながる。また、市町村職員が出向本人確認して暗証番号を認定後書類の提出を受ければ本人限定受取郵便での発送が可能とはなっているが、実際には職員負担が大きいため代理人に立会いを求められているため相当の負担がかかっている。 ○顔写真交付の本人確認書類を所持しておらず、本人の承諾が入院等により困難な場合は、職員が出向き本人確認を行っている。しかし、公用車の都合で訪問日時の変更が必要となり、住民の希望に添えない場合がある。本人確認が本人限定受取郵便でも可能となるのであれば、住民の利便性向上に寄与し、市区町村の事務の効率化に資する。 ○代理人交付の場合、申請者本人、代理人とも写真付き本人確認書類が最低1点は必要であり、さらに申請者本人の出席が前提であること確認書類が必要である。 個人番号カードの取得について、高齢者や未成年者の場合で写真付き本人確認書類が無い方の必要性が高いに問わず、交付することが困難であるのは、カード交付促進につながらない一因と思われることから、交付方法について検討する必要があるのではないか。 ○今後、マイポータル等でのネット申請など用途が広がっていくことを鑑みると、来庁が難しい方がマイナンバーカードの取得を希望するケースも増えてくると考えられる。したがって、審査書案委注のほか、本人確認書類を複数用意したく等、対応できるように見直しができることが望ましい。 ○①について、当面においてもマイナンバーカード交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例(現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。)と同様に生じており、「市民の方から、「マイナンバーカードの受取がしたいのにできない。」といった苦情を受ける。」といった事務負担を招いている。 そのため、①)交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。」といった提案の趣旨に賛同します。 ○本人が病気ややむを得ない事情によりマイナンバーカードの受取の来庁が困難な場合、代理人のカード受け取りが可能であるが、左記のとおり、写真付きの身分証がない場合、交付が出来ない。マイナンバーカードを申請する人の中には、運転免許証などの写真付きの身分証明書を1枚も持っていないため、写真付き身分証明が欲しいの申請も多く、また、高齢者の申請も多い。このような人たちは、来庁が困難な場合、代理受取を希望するが、結局受取には写真付きの身分証明が必要で、受取をあきらめなければならぬのか、という苦情もあり、対応に苦慮している。 ○企業訪問により、勤務地経由申請で申請受け付けられたものの、申請者が顔写真身分証明書を所持していなかったため、来庁して受取をお願いした事例があった。 ○そもそも顔写真つきの証明書がないため、個人番号カードを申請しているにもかかわらず、その身分証明書も求めるとはおかしいのではないかとの意見もいただくとともに多く御指摘している。病院等に職員が出向き、交付するなどの対応することも可能とはなっているが、病院等が遠方等にあることなどもあり、必ずしも行えるものではなく、個々の状況により、交付できないことも考えられる。これらに対応するため新しい仕組みづくりが必要と考えられる。 ○本市においても、マイナンバーカードを持ちたいと考える市民が、疾病や障害等により来庁することが不可能なため、カードの所持を諦めざるを得ないケースが散見されている。 上記の制度改正が実施されれば、住民の利便性の向上、本人や代理人の負担軽減に繋がるとともに、交付率の向上にも寄与するものと考えられる。 ○①)当面においても、入院等でやむを得ず来庁できない場合は、申請者の代理人が必要書類を所持した上で、マイナンバーカードの交付を行っているが、申請者の顔写真交付の公的身分証明書がない場合は、交付できない。市町村村としても普及・促進を目指すため入院先等へ出向き本人確認した上で交付を行っているが、代理人交付における顔写真交付の公的身分証明書がない場合の対応に苦慮している。 (2)マイナンバーカードの交付を市区町村のみで行っている、交付場所の拡大は、住民サービスの利便性向上が図られると思われるため、新たな交付方法を検討する必要があると考えられる。 ○入院等でやむを得ず来庁出来ない場合に認められている代理人への交付手続きにおいて、顔写真付きの本人確認書類がない場合は交付できない。したがって、本人や代理人が必要書類を、直後自宅の入院先、施設等へ職員が赴き、カードの写真と本人の同一性を確認する必要がある。事務負担が大きいため、住民の負担にもなっている。 マイナンバー制度の普及促進のため、本人限定受取郵便の活用や郵便局員による本人確認などの、マイナンバーカード交付における本人確認等の新たな方法を検討された。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
														団体名
316	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかという不安を帯びている。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が難しく負担が大きいことから、マイナンバーは空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。	手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	今治市	【提案趣旨に賛同】 宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西国中央市、高予市、上島町、東道市、久万高岡町、松前町、砥部町、内子町、伊予町、松野町、鬼北町、愛南町	盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石川市、村もなか市、宮志野市、八王子市、大田市、山形市、田原市、出雲市、高松市、宇和島市、内子町、松浦市	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業者が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記が必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上ことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、現状マイナンバーによる情報連携の必要性がないことから、制度改正の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が難しく負担が大きいことから、マイナンバーは空欄にする例が多く見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○対象が高齢者であることから、申請においてマイナンバー欄を空欄にする例が多く、市が職権で補記することが多い。 ○介護保険被保険者証等の各証書の交付・再交付申請に関しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているもの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはいままかかわらず個人番号の記入を求める根拠となっているため、記載がなければ本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと。 ○事務処理上の支障がないため、申請書への補記もしていない。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の機会が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付事務だけで見て年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。 提案については、介護保険等全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの可否について、関係府省と連携しつつ検討してまいります。 なお、個人番号の導入にあたり、申請者等が高齢であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと等を示している。